

佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県知事 山口 祥 義

◎佐賀県条例第17号

佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

佐賀県介護保険財政安定化基金条例（平成12年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(拋出率)</p> <p><b>第2条</b> 政令第12条第1項第1号に規定する条例で定める割合は、 <u>1万分の4</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(拋出率の特例)</p> <p>4 <u>平成24年度から平成26年度</u>までの間における政令第12条第1項第1号に規定する条例で定める割合は、第2条の規定にかかわらず、零とする。</p> <p>5 略</p>	<p>(拋出率)</p> <p><b>第2条</b> 政令第12条第1項第1号に規定する条例で定める割合は、 <u>10万分の39</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(拋出率の特例)</p> <p>4 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの間における政令第12条第1項第1号に規定する条例で定める割合は、第2条の規定にかかわらず、零とする。</p> <p>5 略</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。